(様式2)

計画作成年度	令和元年度	
計画主体	静岡県 南伊豆町	

南伊豆町鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 南伊豆町 地域整備課 農林水産振興係所 在 地 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂 315-1電 話 番 号 0558-62-6277 F A X 番 号 0558-63-0018 メールアドレス tseibi@town.minamiizu.shizuoka.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画 主体には(代表)と記入する。
 - 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、ニホンジカ
計画期間	令和2年度~令和4年度
対象地域	南伊豆町

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
 - 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町 村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状			
局部の性規	品目	被害数値		
イノシシ	野菜 果樹 稲	1,115a 8,297千円 10a 71千円 145a 161千円		
サル	果樹 野菜	3, 090a 743千円 50a 372千円		
ニホンジカ	野菜 果樹 稲 その他	660a 4,911千円 45a 321千円 222a 247千円 10a 100千円		
合計		5, 347a 15, 223 千円		

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、 水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2)被害の傾向

①イノシシ

被害は年間を通して発生し、被害作物は果樹(柑橘類等)、野菜(イモ類、トウモロコシ等)、タケノコ、花卉など多岐にわたり、収穫時期に合わせて被害が発生している。日中に町中を歩く様子も多く目撃されており、住宅の庭を荒らしたり、道路法面を崩したりするなどの生活環境被害も多く見られ、被害区域は町内全域となっている。

(2)サル

被害は年間を通して発生しており、果樹(柑橘)や野菜などの被害が多い

(数値報告がないものも含む)。その他、住宅の庭を荒らすなど生活環境被害 も多く被害区域は群れの移動に合わせて町内全域に広がっている。

③ニホンジカ

これまでは町内北側(松崎との町境付近)での目撃情報が多かったが、最近ではこれまで見られなかった町内南側の海に面した地域での目撃情報も多い。町内全域において野菜及び果樹、花卉等への被害が発生しており、被害が急速に増加・拡大している。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、 被害地域の増減傾向等)等について記入する。
 - 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値(令和4年度)
イノシシ	1, 270a 8, 529千円	1,150a 7,680千円
サル	3,140a 1,115千円	2,830a 1,010千円
ニホンジカ	937a 5,579千円	850a 5,020千円
合計	5, 347a 15, 223 千円	4,830a 13,710 千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 - 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	被害防止目的の捕獲期間の町	高齢化に伴う狩猟免許保持者の
に関す	内における捕獲活動については	減少が課題となっている。
る取組	、賀茂猟友会南伊豆分会の活動	賀茂猟友会南伊豆分会の会員数
	(捕獲、罠の管理、止めさし、	も減少しており、特に第1種免許
	個体処理等)に対して補助金を	(銃猟) の取得者が少ないため、
	交付し、活動の支援を行ってい	大型個体が罠にかかった時の処理
	る。	が難しくなっている。
	また、捕獲部位及び証拠写真	対策として、町内在住者の狩猟
	とともに申請書の提出があった	免許の新規取得に対して、費用の
	ものについては、捕獲活動経費	1/2を町が補助する制度を設け
	の補助として、町単独の報奨金	ているが、これまでの活用実績も
	及び鳥獣被害防止総合対策事業	少ないため、引き続き周知を行い
	費補助金(緊急捕獲活動支援事	、捕獲の担い手の育成を行ってい
	業)を活用した国庫補助を交付	く必要がある。
	して捕獲を奨励している。	また、捕獲個体の処分について
	平成29年度から令和元年度ま	は、特に大型なものについては負

ノシシ成獣1.477頭、イノシシ幼 となっている。 獣516頭、サル成獣20頭、サル幼 獣1頭、ニホンジカ成獣640頭、 ニホンジカ幼獣26頭となってお り、年度毎の捕獲実績に大幅な 増減は見られない。

また、町の備品としてイノシ シ、ニホンジカ等を対象とした 大型箱わなの貸出を行っている 。従来保有していたものに加え て、令和元年度に21基の箱わな を新規購入して、合計53基を申 請のあった地区に対して貸し出 している。

での過去3年間の捕獲頭数はイ 担の少ない処分方法の確立が課題

防護柵 の設置 等に関 する取 組

町単独の有害獣等被害防止対し ュ、バードパンチャー等)の設 | れる。 置費用に対する助成を行ってき た。

での過去3年間の申請件数及び なっている。

アドバイスを行ったりして、適しを行うよう指導する。 切な設置方法になるよう指導を 行った。

また、平成30年度、令和元年 度は県、農協と共催で鳥獣対策 の講習会を実施し、町民に対し て防護柵の効果的な設置方法等 |について周知を行った。

農業従事者の高齢化が進み、柵 |策事業費補助金により、侵入防|の設置方法及び設置後の管理が不 |止柵(電気柵、ワイヤーメッシ|十分となっている箇所が多く見ら

電気柵については定期的な草刈 の実施等がおろそかになって、抑 平成28年度から平成30年度ま 止効果が薄れたり、断線や漏電に 気づかずに、設置した後の柵の管 支払実績は134件、5,937千円と | 理が不十分となっている箇所が多 くみられる。今後も防護柵の種類 申請に際して県提供の資料配 に応じた効果的な設置方法につい 布によるパンフレットの配布を て周知を行い、それぞれの機能が 行ったり、設置方法についての「十分に維持されるよう適正な管理

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課 題について記入する。
 - 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の 導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・ 管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等につい て記入する。

(5) 今後の取組

これまで、当町では有害獣等被害防止対策事業により農地を守るための電気柵及び防護柵(ワイヤーメッシュ)等を設置する農林業者等への助成、講習会などによる被害防除対策の推進、猟友会への活動補助による有害鳥獣捕獲並びに駆除報奨制度による対策を実施してきた。

平成28年度には、伊豆地域鳥獣害対策連絡会として国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、デジタル無線機10機を購入し猟友会に対して貸出しを行っており、適正な捕獲実施を推進してきた。

また、令和元年度には南伊豆町有害鳥獣等対策協議会として、鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止対策推進事業)を活用して新たに大型箱わなを21基購入し、従来のものと合わせて当町が保有しているイノシシ用箱わなは53基となった。今後も区長及び捕獲申請者に対して貸し出しを行い、被害防止目的の捕獲に努めていく。

一方で、有害鳥獣による被害については、大幅な減少は見られず、日中でも町内でイノシシの出没が多く見られるようになり、バイクでの死亡事故をふくむ人的被害についても少ないながら報告があがっている。また二ホンジカの生息域もこれまで見られなかった海岸沿いの地域にまで拡大し、花卉等の被害も増加している。

これらの被害に対して、町民からは駆除の要望が多く寄せられているが、 人口減少、高齢化により狩猟者は減少しており、捕獲だけでは対応が追い 付いていない状況にある。

ついては、これらの課題に対応するため、次のとおり取り組みを推進していく。

1. 捕獲の担い手育成(イノシシ・サル・ニホンジカ)

狩猟免許講習会、試験の広報活動を積極的に行い、被害防止目的の捕獲に携わる人材の育成を推進する。

集落単位での捕獲体制強化のため、自治会や農林業従事者に対しても 免許制度やその取得に係る補助金の周知を行い、新規従事者の確保に ついて推進していく。

2. 鳥獣の分布及び被害状況の把握(イノシシ・サル・ニホンジカ)

従来、被害防止目的の捕獲の申請時に各行政区から報告のあった被害 状況をもとに被害面積及び被害額の算出を行ってきたが、それらの算 出根拠等について精査を行い、より詳細な被害状況の把握を行うため に、猟友会、農林業者、自治会、農協等への聞き取り調査を行い、より具体的な行動範囲及び被害の傾向を把握する。

3. 侵入防止柵の導入推進及び適正管理の推進

町の補助制度を周知し、有害鳥獣の種類に応じた侵入防止柵の導入の推進、効果的な設置及び適正な管理を指導する。補助を受けて設置した柵については、設置後に見回り等を行い、その機能が効果的に維持されるよう指導を行う。

また、被害の多発する夏の前に講習会、広報誌などで周知し、被害の状況に応じて住民が自ら行う被害対策(集団での取り組みなど)を推進する。

4. 生息環境管理の推進

町農業委員会や地域の自治会と連携し、耕作放棄地の管理及び放任果 樹の除去を推進し、居住地の近くに棲み処、餌場を作らないように環 境の整備を行うとともに、山林との間に緩衝地帯を設けて被害の軽減 を図る。

- 5. ICTを活用した捕獲機材導入の促進(イノシシ・ニホンジカ) 従来の箱わなの貸出に加えて、見回りの負担軽減や効果的な捕獲の推 進を図るために、ICTを活用した罠の導入を推進し、より効果的な 被害防止に努める。
- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標 を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

猟友会との連携を密にし、効率的な捕獲を目指す。

鳥獣被害対策実施隊:役場職員により組織し、被害対策の啓発を行う。 猟友会の活動への補助:被害防止目的の捕獲に係る費用として年間50万円を

補助 猟友会と連携して新規の狩猟免許取得者の捕獲技術向上に取り組む。

猟友会と連携して新規の狩猟免許取得者の捕獲技術向上に取り組む。 猟友会員以外の免許保有者についても地域の自衛のための捕獲を推進する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者 団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲 に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 - 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊にライフル銃を所持さ

せる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
		・狩猟免許の新規取得に係る費用の一部を助成し、
		新たな担い手の育成に力を入れる。
		・被害実績等に基づく、町保有箱わなの効率的な配
令和	イノシシ	置等の管理を行う。
2年度	サル	・被害防止対策の周知を行い、それぞれの地域に住
- 1/2	ニホンジカ	む町民が自ら獣害対策に取り組み、自らの地域を
		守る姿勢につながる自助力の向上を目指す。
		・ニホンジカの捕獲については、県で実施している
		管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。
		・狩猟免許の新規取得に係る費用の一部を助成し、
		新たな担い手の育成に力を入れる。
		・被害実績等に基づく、町保有箱わなの効率的な配
令和	イノシシ	置等の管理を行う。
3年度	サル	・被害防止対策の周知を行い、それぞれの地域に住
0 千皮	ニホンジカ	む町民が自ら獣害対策に取り組み、自らの地域を
		守る姿勢につながる自助力の向上を目指す。
		・ニホンジカの捕獲については、県で実施している
		管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。
		・狩猟免許の新規取得に係る費用の一部を助成し、
		新たな担い手の育成に力を入れる。
		・被害実績等に基づく、町保有箱わなの効率的な配
△ 1⊓	イノシシ	置等の管理を行う。
令和	サル	・被害防止対策の周知を行い、それぞれの地域に住
4 年度	ニホンジカ	む町民が自ら獣害対策に取り組み、自らの地域を
		守る姿勢につながる自助力の向上を目指す。
		・ニホンジカの捕獲については、県で実施している
		管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入 する。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

静岡県第12次鳥獣保護管理事業計画をふまえ、適正な捕獲を実施する。

① イノシシ

南伊豆町における直近5年間(H27年度~R1年度11月末時点)の捕獲実績は合計3,060頭で年平均612頭であるが、被害が増加傾向であることを考慮し

て捕獲計画数を800頭とする。

② サル

近年、捕獲数は20頭以下で推移しているが、被害の状況もふまえ、捕獲計 画数を20頭とする。

③ ニホンジカ

南伊豆町における直近5年間(H27年度~R1年度11月末時点)の捕獲実績は合計1,032頭で年平均約206頭であるが、被害が増加傾向であることを考慮し250頭とする。

	捕獲実績数					
対象鳥獣	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 (11月末時点)
イノシシ	518	430	637	535	753	705
サル	19	12	5	8	10	2
ニホンジカ	96	121	245	223	237	206

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設 定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	800	800	800
サル	20	20	20
ニホンジカ	250	250	250

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

捕獲予定場所は町内全域を対象とするが、被害の発生状況に応じて効果的なわなの配備を行い、被害防止目的の捕獲を行う。

対象鳥獣に応じ、銃を用いた被害防止目的の捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について 記入する。
 - 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

使用しない。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合に は、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の 実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町全域	権限移譲済

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 - 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。
- 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項 (1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m	
	ワイヤーメッシュ 500m	7イヤーメッシュ 500m	ワイヤーメッシュ 500m	
イノシシ	侵入防止柵設置事	侵入防止柵設置事	侵入防止柵設置事	
サル	業は設置箇所の規	業は設置箇所の規	業は設置箇所の規	
ニホンジカ	模に応じ、国交付	模に応じ、国交付	模に応じ、国交付	
	金事業及び町単独	金事業及び町単独	金事業及び町単独	
	事業等を予定して	事業等を予定して	事業等を予定して	
	いる。	いる。	いる。	

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 - 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度 対象鳥獣	取組内容
---------	------

		・現地指導、広報誌及びパンフレット等により、侵
		入防止柵の適切な設置及び獣害誘引要因(作物残さ
	イノシシ	、放任果樹等)の除去について啓発を行う。
令和2年度	サル	・耕作放棄地の草刈りや山林の間伐など、集落と山
	ニホンジカ	林との間に緩衝地帯を設けるための取り組みを
		推進する。
		・集落等の要望に応じて現地講習会を実施する。
		・現地指導、広報誌及びパンフレット等により、侵
		入防止柵の適切な設置及び獣害誘引要因(作物残さ
	イノシシ	、放任果樹等)の除去について啓発を行う。
令和3年度	サル	・耕作放棄地の草刈りや山林の間伐など、集落と山
	ニホンジカ	林との間に緩衝地帯を設けるための取り組みを推
		進する。
		・集落等の要望に応じて現地講習会を実施する。
		・現地指導、広報誌及びパンフレット等により、侵
		入防止柵の適切な設置及び獣害誘引要因(作物残さ
	イノシシ	、放任果樹等)の除去について啓発を行う。
令和4年度	サル	・耕作放棄地の草刈りや山林の間伐など、集落と山
	ニホンジカ	林との間に緩衝地帯を設けるための取り組みを推
		進する。
		・集落等の要望に応じて現地講習会を実施する。

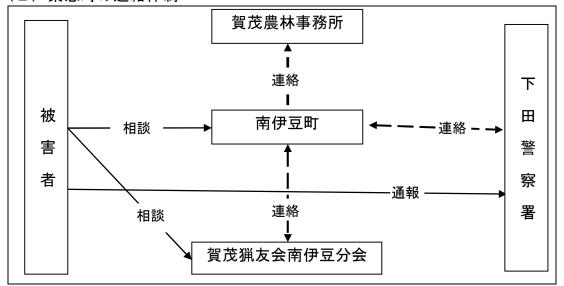
- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い 活動、放任果樹の除去等について記入する。
- 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南伊豆町役場	現場対応と関係機関に連絡
下田警察署	現場対応
賀茂猟友会南伊豆分会	情報提供
賀茂農林事務所	情報提供と被害対策への協力

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、 猟友会等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は 生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合 は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注)緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記 入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣のうち、イノシシ、ニホンジカについては自家消費等による食肉等としての利用に努めることとする。捕獲鳥獣の搬出が困難な場合は捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。

捕獲鳥獣の地域資源化について、町内外の各種団体と協力して調査及び研究を進める。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした た鳥獣の処理方法について記入する。
- 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項 食品その他としての有効利用がなされるよう、衛生管理等を含めて捕獲し た鳥獣の適正な処理方法について周知・指導していく。
- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、 捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 - 2 処理加工施設を整備した場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	南伊豆町有害鳥獣等対策協議会
構成機関の名称	役割
伊豆太陽農業協同組合	鳥獣被害防止に関する指導助言

南伊豆町農業委員会	情報提供と被害対策への協力
伊豆森林組合	情報提供と被害対策への協力
南伊豆町農業振興会	情報提供と被害対策への協力
賀茂猟友会南伊豆分会	情報提供と被害対策への協力
有限会社レップジャパン	情報提供と被害対策への協力
学識経験者	情報提供と被害対策への協力
南伊豆町役場	協議会の運営・提言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記 入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等 の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
下田警察署	住宅地での捕獲協力
賀茂農林事務所	情報提供と指導助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入 する。
 - 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町内の被害の状況等をふまえ、令和2年度から鳥獣被害対策実施隊を設置。構成員は役場職員とし、鳥獣被害の防止に係る地域住民への助言指導、各種施策の普及・実施、緊急時の対応など被害防止計画に基づいて活動を行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の 状況、設置予定時期等について記入する。
 - 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記 入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各種団体及び自治会等においても有害鳥獣による被害防止活動への積極 的な参加を促し、獣害対策は行政や猟友会が行うものであるという考えを改 め、町内全域で地域住民を巻き込んだ集団での取り組みを推進する。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

電気柵の設置方法や安全点検について広報やリーフレットの配布等を通じ、町民に広く周知し、防護柵の管理の徹底を促すとともに、漏電や感電による事故が発生しないよう注意喚起を促す。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。